

書評 郭茵著『呂太后期の権力構造 前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに』

著者	福永 善隆
雑誌名	鹿大史学
巻	62
ページ	17-24
別言語のタイトル	Guo Yin, Ryotaikou ki no kenryoku kouzou: zenkan shoki “shoryo no ran” wo tegakari ni (The political power structure of Lutaihou Period: The case of the Lu-family Rebellion in the early Former Han)
URL	http://hdl.handle.net/10232/21839

書評 郭茵著 『呂太后期の権力構造』 前漢初期「諸呂の乱」を手がかりに

福永 善隆

一

本書は前漢の高祖劉邦の皇后として専権を握った呂太后の死後発生した「諸呂の乱」に至る過程を詳細に検討しつつ、前漢初期の政治構造を明らかにしようとするものである。前漢史研究者にとって周知のことではあるが、当該期の政治構造について、研究の出発点となっているのは西嶋定生氏の劉邦集団に関する研究（いわゆる西嶋旧説）⁽¹⁾を継承・発展させた、李開元氏の研究である⁽²⁾。すなわち、李氏は当該期について、帝国内の政治権力・土地財産・社会身分など、全面的な再分配に与った功臣（李氏は「軍功受益階層」と称す）、諸侯王及び皇帝三者の角逐としてその政治史の展開を説明するが、このような視点はその後の諸研究に受け継がれている⁽³⁾。また、李氏は前漢王朝は劉氏と「軍功受益階層」が「天下を共にする」という政治権力の共同所有観念のもと、漢中央朝廷が諸侯王国・「軍功受益階層」が封ぜられた列侯国を統合する「連合帝国」であったと結論づけているが、近年、この「天下を共にする」体制に注目し、その実態を説明しようとする研究も行われている⁽⁴⁾。本書はこのような研究動向と軌を一にし、特に呂太后期を中心として、李氏の研究に対して、一定の修正を促そうとするもの

である。

まず、本書を評するに当たり、先に全体の章立てを示し、それに基づき、各章の概要を簡単に紹介しておく。

序章 本書の目的と先行研究

第一章 呂太后の権力基盤について

第二章 漢初の南北軍

第三章 劉邦期における官僚任用政策

第四章 呂太后の権力基盤の衰退と官僚任用政策の変化

第五章 「諸呂の乱」における大臣と齊王兄弟

終章 本研究の結論と前漢史研究における意義

序章では先行研究を整理し、著者の問題意識をまとめる。「史記」・『漢書』の記載では、呂太后が劉邦の死後、専権を握り、功臣及び劉氏諸侯王を排除したが、その死後、抑圧されていた功臣・諸侯王の反撃に対して、呂氏一族は反乱を起こそうとして失敗し（「諸呂の乱」）、劉氏の天下が保全されたとされていることから、呂太后期は呂氏と劉氏あるいは功臣との対立のなかで描かれることが多かった⁽⁵⁾。それに対して、本書は当該期を前漢の安定期として高く評価されている「文景の治」の基礎を築き上げ、「天下は劉氏のものだとする観念が人々の意識の中に植え込まれて」いった時期として捉え、その統治の実態を明らかにするために、呂太后が権力を握っていく過程、その政権を維持するための方策、呂氏一族が排除されることになった「諸呂の乱」の実態等の問題を設定する。

第一章では、呂太后が劉邦の死後、政権を運営し得た理由を探るため、呂太后及びその一族の漢帝国樹立前後における行動を検討する。ここでは、楚軍の人質となっていた呂太后が漢帝国の樹立に直接貢献していないことを確認した上で、呂太后の二人の兄に注目する。特に、劉邦が項羽に敗退した彭城大戦の後、態勢を立て直すため、呂太后の長兄呂澤の協力が不可欠であったことを指摘し、さらに、彼が韓信の軍団に次ぐ大きな軍団を率いていたとする。また、天下平定後、たびたび都長安を留守にする劉邦に代わって、呂太后は政権運営に深く関わり、そのなかで大臣達と信頼関係を築き上げていったことが劉邦の死後、彼女が政権を握る上で権力基盤となったとする。

第二章では、呂氏政権の勢力基盤として、軍隊との関係を検討する。周知のように、漢代の長安には南北軍が置かれたが、その実態について、先行研究では諸説紛々の状況であった。著者はその諸説の問題点を逐一検討したうえで、「諸呂の乱」における呂産・呂禄・太尉周勃の動向に基づき、漢初における南北軍が郎中令・衛尉・中尉のいずれにも属していないことを指摘し、北軍・南軍をそれぞれ未央宮衛尉・長樂宮衛尉と協力して未央宮あるいは長樂宮を守る守衛部隊と位置づけた。そのうえで、呂太后は劉邦の死後、ほぼ一貫して南北軍と衛尉を統率する上（大）将軍に、自身の親戚を任命し軍権を握りつつ、「臨朝称制」の形を守り、皇帝の権威の確立を図っていたと結論づけている。

第三章では、呂太后期の権力配分を解明するための前提として、劉邦期の三公九卿の任用原則について考察する。当該期の

人事については、李開元氏が前漢建国時に大きな功績を立て、その前半期に政権で大きな勢力を保持した「軍功受益階層」の存在を主張し、「厳格な功労原則」に基づいていたと指摘されたのに対し、著者は三公九卿に就いた人物が必ずしも功臣のなかでも特に大きな軍功を立てた者とは限らないことから軍功本位ではなく、能力本位で選任されていたと指摘する。そのうえで、このような当該期の任用方法は文臣の役割を公正に評価し、さらには武將達をなるべく中央権力から外し、その勢力を抑制するために取られたものであり、そのことが文臣と武將の対立を生んだとする。

第四章では、第三章を承けて呂太后が直面した政治情勢の変化とともに能力本位による劉邦期の任用原則が変化していく過程について三公九卿、特に相国・丞相・太尉の任用を中心に述べる。まず、劉邦期の任用原則により国家権力から除外されたことに常に不満を抱える武將（著者は「怏怏」派と称する）が広範に存在し、そのことが呂太后期の官僚任用政策に大きな影響を与えたと指摘する。すなわち、劉邦・呂太后の次兄呂釈之・呂氏の党とされる樊噲の死により、次第に呂太后の権力基盤が弱体化していくのに伴い、「怏怏」派を抑えるため、その中心人物を丞相として起用しつつ、丞相権力を分割するなどしてバランスを保っていた。しかし、恵帝の死を契機として、呂太后と個人的な関係を有する人物、さらには呂氏一族の任用へと傾斜していき、そのことが劉邦期以降蓄積した功臣達の不満の爆発を招き、呂氏一族の排除へとつながったとする。

第五章では、呂太后の死後起こった「諸呂の乱」について、

中央の大臣・斉王の視点から再検討することによって、呂太后期の権力構造を探る。乱に際して、呂氏は劉氏や大臣を必ずしも敵とは考えておらず、警戒さえしていないと指摘し、それが呂氏によって起こされたものではなく、大臣及び斉王兄弟によって起こされたものと断じる。しかし、彼らは決して共謀のもと乱を起こしたのではなく、大臣は呂氏に奪われた権力の奪還、斉王兄弟は斉王による皇帝位の継承というように思惑のズレがあり、後者の一人劉章が呂氏の一族を殺害したため、大臣達はその善後策として呂氏を族殺し、少帝を廃さざるを得なくなつたとする。このように「呂氏の乱」の経緯について、著者は大臣と斉王兄弟は互いに相手を牽制しながら、相手の行動をきつかけとして利用し、事件の発展を自らにとって有利なように動かそうとした結果であるとし、『史記』・『漢書』に見られる「諸呂の乱」の経緯は大臣・斉王兄弟らの証言を経て、最終的に文帝によって正当化されたものと結論づけている。さらに、文帝即位時の文帝と大臣・諸侯王の対立は上のような経緯をたどつた「諸呂の乱」の結果、皇帝を替えるほどの力を有することが示された大臣達に対する文帝の警戒、即位の正統性の点で問題のある文帝の皇帝位の不安定さのためもたらされ、文帝はその皇帝位を保持するため苦心しており、よって、その政策を考える上では「諸呂の乱」の影響を重要な要素の一つとして考慮しなければならないと指摘する。

終章では、本書での考察結果に基づき、その研究の意義を前漢史研究のなかに位置づける。煩雑になるのでそのすべてについては述べず、本書の骨組みと関わる部分だけ簡潔にまとめる

と、先述したように、当該期の政治史は呂氏対劉氏・功臣の構図で描かれることが多かったが、本書はそれが一面的だとする。すなわち、呂太后が粛清したのは自らの権力基盤たる恵帝系皇統の天下を脅かす存在であり、その危険性のない存在に対しては危害を加えず、特に功臣達とは晩年を除いて良好な関係にあつたとする。また、当該期は劉邦集団内部に存在する様々な利害集団の対立・矛盾を利用し、それらに相互に牽制させつつ統治が行われたと指摘する。さらに、「諸呂の乱」を経た文帝の即位を恵帝系皇統から文帝系皇統への転換という点で劉氏内部における王朝交替と位置づけ、そのなかで呂太后・呂氏一族に関わる歴史が書き換えられていき、それが後に編纂された『史記』・『漢書』に書き残された結論づけている。

二

次に、本書の特徴及び意義について、二点、述べておきたい。第一に、劉邦集団の捉え方である。著者も指摘するように、これまで前漢研究者は劉邦集団を一枚岩のものとして捉える傾向にあつた。劉邦集団を「軍功受益階層」として捉えた、李開元氏もその地域構成を分析してはいるものの、それは劉邦集団の構造を「一種の累層的円錐体の仕組み」というように静態的な身分秩序として捉えるための試みであり、各集団の動向を解明するために行われたものではない⁶⁾。それに対して、著者は劉邦集団が「文臣と武将の違い、出身地の違い、性格や価値観の違い、さらに劉邦との距離により、様々な利害集団」に分か

れており、「帝国が樹立されると、集団内部の各勢力が自らの利益を求めて異なる方向に動き出す」という想定のもと（一四二頁）、特に文臣と武将の違いに着目し、前者を代表する蕭何と後者を代表する曹参に対する、劉邦の処遇の差に、両者の対立の端緒を見だし、そこからさらに一歩進んで文臣派・武将派の対立を鮮明に描き出している。この点は従来、図式的、かつ「粗く」なりがちであった前漢前半期の政治史の描写がより立体的、動態的になった点で高く評価できる。

第二に、前漢前半期の制度史に関する成果である。本書は第二章において漢初の南北軍についての分析を行っている。近年、軍制史を中心として秦漢史を捉えなおそうとする動きも見られるものの⁽⁷⁾、我が国においては、濱口重国氏の研究以降⁽⁸⁾、兵制そのものを追究する研究は決して多くはなかった⁽⁹⁾。それに対して、本章は「諸呂の乱」における諸軍の動きを中心として、それを長安城の構造と関連させつつ、濱口氏をはじめとしてこれまで諸説紛々としていた南北軍の実態を究明している。その考察は非常に精緻なものであり、「諸呂の乱」における実際の一連の動きから結論を導き出している点で非常に説得力のある論である。さらに、南北軍にとどまらず、郎中令・衛尉・中尉など、長安に存在した各軍との関連を総体的に論じている点も重要である。このように、本章での考察結果は当該期の軍制史にとって非常に重要な意義を有しているが、その意義はそれのみにとどまらないものであるように思われる。なぜなら、著者は先行研究において混乱が生じた原因として、文帝期に一度南北軍が廃止されたという記事があるにもかかわらず、武帝

期以降の史料中に見られる北軍を名称が同じため、文帝期より前のそれと同一視してしまったことを挙げられているが、このような混乱は制度史研究一般にも起こりうる可能性が大きいからである。周知のように、従来、秦漢史研究における官制史研究は『漢書』百官公卿表を中心として行われ、それを統一秦・前漢初期にまで無批判に適用してきた。当然のことながら、これは統一秦・前漢初期に関する史料が絶対的に不足しているため仕方のない側面もあるが、近年張家山漢簡の研究が進展するなかでその限界が明らかになってきた。すなわち、張家山漢簡・二年律令・秩律に、当然あるべき官名が見えない⁽¹⁰⁾、百官公卿表とは官職の配列順が異なっているなど⁽¹¹⁾、百官公卿表の記述とは齟齬があることが指摘されるようになってきているのである。竹簡という史料的人格上、秩律に脱簡がある可能性はあるが、度重なる改革を経た時代に編纂された百官公卿表と二〇〇年以上も開きのある漢初の官制が異なっているのはむしろ当然であろう。そこで、注意しなければならぬのは名称は同じでもその実態が異なる可能性も考慮にいれなければならないという点である⁽¹²⁾。著者の南北軍に関する分析は、このような制度史研究が陥りやすい陥穽を示唆する、一つの好例といえるであろう。

三

以上ここまで述べてきたように、本書は前漢前半期の政治史・制度史に関する研究において大きな意義を有するが、その

なかで、評者の興味・関心に引きつけて、以下に気づいた点をいくつか述べて書評の任を果たしたいと思う。

第一に、「天下は劉氏のものだ」とする観念が呂太后期に確立したとする点についてである。序章において、著者は建国当時には功臣達のなかにも機会があれば、劉氏に取って代わろうという野望をもつ者がいたのに対し、呂太后期の安定した統治を通じて「天下は劉氏のものだ」とする観念が人々の意識の中に植え込まれていったとする。これに関して、評者は二点、指摘したい。まず、著者は立論の根拠として、劉邦の功臣黥布が反乱の理由として自分も皇帝になりたかつたと述べたのとは対照的に、呂太后の死後、功臣達には自らが皇帝になろうという動きはまったく見られず、劉氏諸侯王のなかから新しい皇帝を選んでいる点を挙げる。ただし、黥布は劉邦と同様、項羽が秦を滅ぼした後、封建した十八王のうちの一であり、楚漢戦争の過程で独力で形成した勢力圏に封じられた異姓諸侯王である。一方、「諸呂の乱」で活躍した功臣達は劉邦の初従集団として彼の指揮下にあった。この点に留意すると、前者は劉邦ともともと同格であった意識が強く、そのため、劉邦に取ってかわろうとしたが、後者はそもそもその支配を受け入れる素地ができていたとも考えられるのではないか。第二に、本書では上のような変化がどのように生じたのか、具体的に述べられていない点である。著者は呂太后の統治に功臣達が従っていた理由として、彼女が軍事力を完全に掌握していたこと、官僚機構のトップである丞相の権力を分割し、そこに利害関係の対立する功臣達を配置し、相互に牽制させる方策をとったことなど述べ

るが、これらの方策は権力によって、功臣達を抑圧しているのに過ぎない。実際に、本書で描かれている呂太后の行動は、いかに功臣達の不満を抑え、彼らをうまくとりこむかという場当たり的な措置としての性格が強く、これにより功臣達のなかに「天下は劉氏のものだ」とする観念が芽生えていく過程は見取れない。この点を解明する上では、功臣達の側の動向に基づき、さらに論じていかなければならないであろう。この点は西嶋定生・増淵龍夫両氏以来¹³⁾、秦漢帝国形成史の中心的な課題となってきた、皇帝権力の形成及びその性格の問題とも関わる重要な問題であろう。

第二に、これも関わるが、前漢前半期の皇帝権力についてである。李開元氏は当該期の皇帝権力を諸侯王国の王権・丞相を代表とする政府権力と並立する「三権並立」の状態にあり、それが強力に及ぶ範囲は主として漢朝宮廷に限定されていたとする¹⁴⁾。一方、著者は「相国や丞相をはじめとする三公九卿やその他の重要な官職の任命権や封侯・封王の権限はすべて皇帝の手にある」ことから「皇帝と功臣や諸侯王の関係はあくまで支配と服従の関係であり、『並立』的な関係ではなかった」としている(一四三頁)。確かに、「並立」とする李氏の見解は行き過ぎの点もあるかもしれないが、著者も当該期の皇帝権力が武帝期ほど絶対的なものではない点については認めているように、当該期の皇帝権力が諸侯王国・功臣達によって一定の制約を受けているのは史料上、窺われるところである。それは本書のなかで明らかにされた、功臣達を統御するために呂太后が苦心しているところに端的に表れている。李氏の研究の真価は西

嶋定生・増淵龍夫両氏をはじめとする六〇年代の論者が「家父長的専制権力」として漢一代を通じて皇帝権力の絶対性を強調する傾向があつたのに対し、皇帝権力の伸張を動態的に捉えたところにあるであろう。これと関連して、渡辺信一郎氏は漢代（魏晋にかけて、国家意志決定における皇帝と官僚・貴族との関係は皇帝に最終的な重心があるとはいへ、相対的な独自性をもつ二つのモメントの相互関係のなかに構造化されていったと述べられている¹⁵⁾。この渡辺氏の見解に従うと、皇帝権力は官僚達の上位にあるが、その発現のあり方は官僚達との関係によつて規定され、多様な形態をとりうることになるであろう。先述したように、著者は官職の任命権及び封侯・封王の権限から皇帝権力の優越性を説いている。これも皇帝権力の発現の一つではあるが、その実態を全面的に解明するためには、今後多様な発現の場を設定し、そのあり方を解明する必要がある。

第三に、劉邦の官吏任用についてである。ここでも著者は李開元氏の説に対して検討を行い、異論を唱えている。すなわち、李氏は劉邦が「政治権力、土地財産、社会的地位などの社会総財産について全面的な再分配」を「厳格な功労原則に基づいて」行ったとし、「まず劉邦集団に加わつた年月の前後と軍功の大小により異なる等級の軍功爵を授与し、そしてこの軍功爵の等級により一定の土地財産をあたえ、身分の高低を定め、それに合わせて官職につける」と述べている¹⁶⁾。著者はこの見解に対して、官職の授与に「厳格な功労原則」が存在したならば、政権上層部を構成する中央の三公九卿の就任者は「最も大きな軍功を持ち、最も高い爵が与えられた者であるはずである」が

(七六頁)、実際にはそのような状況が認められないことを指摘し、そこから当該期の官職授与は「厳格な功労原則に基づ」か、能力本位で行われたとしている。確かに、官僚機構の運営を考えると、官僚を任用する上でその能力を考慮することは当然のことであると考えられるが、それが武將達の勢力を抑制するために行われ、そのために彼らの不満が高まつていたとする見解については疑問がある。そもそも李氏が「全面的な再分配」を行ったとされる「社会総財産」は官職に限られず、「土地財産」・「身分の高低」を含むものである。紙屋正和氏は前漢前期の地方長官の任用について、前漢初期には「土地に余裕がなく、そのため「功臣を列侯に封じることができず、とりあえず官職に任用していた」と述べられている¹⁷⁾。とすれば、「全面的な再分配」を行うべき「社会総財産」として一番重要なのは「土地財産」、すなわち「列侯」に封じられることであり、「官職」の重要性はそれよりも低くなるであろう。このように考えてくると、著者が挙げた「最も大きな軍功を持ち、最も高い爵が与えられた者」は漢六（前二一〇）年に、最初に「列侯」に封じられており、「列侯」よりも論功行賞としての意味合いの弱い「官職」を与えられたのはその軍功が彼らに次ぐ者であってもおかしくはない。これは著者が述べるように、漢初の九卿に秦吏が多いことも合致する¹⁸⁾。また、李氏の統計によると、三公九卿就任者に列侯に封建された、漢初以来の功臣が多く含まれているのは確かである¹⁹⁾。このことをあわせ考えると、軍功原則と能力本位を二項対立的に捉えるのではなく、両者のバランスを巧みに取りながら人事を行った可能性も考慮に入れた

ほうがよいのではなからうか。

以上、評者の雑駁な私見を述べてきたが、本書の特徴・意義はここで述べたものにとどまらず、評者の妄評によってその価値がいささかも損なわれるものでもない。先述したように、前漢前半期の政治史は皇帝権力の形成とも関わり、いまなお活発な議論が進められている。また、近年陸続と発見されている出土資料により、その捉え方は大きく変わりつつある。このような状況のなかで、『史記』という伝世史料に基づき、文献史学の側から新たな歴史像を提出することを試みた本書は当該期を研究するうえで必読の書となることは間違いない。今後、本書の成果をもとに、終章の展望に述べられている諸点について研究が進められることを期待したい。最後になったが、評者の浅学故に誤読・著者の意図のくみ取れなかった点も多いと思われる。御海容を乞いつつ、擲筆したい。

註

- (1) 西嶋定生「中国古代帝国形成の一考察―漢の高祖とその功臣―」（西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年所収。初出、一九四九年）、参照。
- (2) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団―軍功受益階層の研究―』（汲古書院、二〇〇〇年）、参照。
- (3) 近年の研究としては、楯身智志『漢代二十等爵制の研究』（早稲田大学出版部、二〇一四年）、邊見統「高祖系列侯位次の政治的意義―位次の制定と改定を中心に―」（『史学雜

誌』第一二三編第七号、二〇一四年）等がある。

- (4) 阿部幸信「『統治システム』論の射程」（『日本秦漢史研究』第一号、二〇一一年）、楯身智志「二十等爵制研究の総括と展望」（『日本秦漢史研究』第一二号、二〇一一年）、同「功臣層形成の背景―郡国制の形成と展開を手がかりに―」（註(3)楯身氏前掲書所収。初出、二〇一〇年）等、参照。
- (5) 例えば、李開元氏は「しかし、呂后が政治を司ったその期間、漢帝国政治の主な矛盾点は皇室内部にあったのである。すなわち、劉氏と呂氏の間にあった矛盾である。」と述べている（註(2)李氏前掲書、二九四頁）。
- (6) 李開元「劉邦集団の地域構成」（註(2)李氏前掲書所収。初出、一九九八年）、参照。
- (7) 宮宅潔編『中国古代軍事制度の総合的研究（平成20～24年度科学研究費補助金・基盤研究（B）研究成果報告書）』（京都大学人文科学研究所、二〇一三年）、参照。
- (8) 濱口重国『秦漢隋唐史の研究』上巻（東京大学出版会、一九六六年）、参照。
- (9) 宮宅潔氏は日本には兵制、特に徴兵制度に関する膨大な、そして優れた研究蓄積があるとしながらも、それらは「徭役制度全体のなかでの軍役負担の占める位置に関心を寄せ、軍役と地方官衙での労役との関係や、戸籍制度の実態などを解明することに注力し」、「それにより、関連する問題については豊かな成果が得られている一方で、兵制自体の研究はなかなか進展しない嫌いがあった」と軍事史研究における「立ち後れ」を指摘される（宮宅潔「中国古代

軍事史研究の現状」〔註(7)宮宅氏前掲書所収〕、一一頁。

- (10) 山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡『二年律令』と秦漢史研究」(『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年)、
閻步克「战国秦汉间禄秩序列的变迁」(『从爵本位到官本位・秦汉官僚品位结构研究』、三联书店、二〇〇九年)、
黄怡君「從張家山漢簡《二年律令・秩律》談漢初的尚書」(『史原』復刊第一期、二〇一〇年)等、参照。

- (11) 註(10)山田氏前掲論文、大櫛敦弘「東方朔の『除目』―漢代官制史研究の一資料として―」(『海南史学』第四三号、二〇〇五年)等、参照。

- (12) 例えば、米田健志氏は衛尉と『二年律令』などに見られる中大夫令との関係について、景帝期に、衛尉が中大夫令に改名され、後元(前一四三)年にもとの衛尉という官名に復したという『漢書』百官公卿表の記載に着目し、もとは衛尉の所属であった大夫は後元年以降、郎中令に属するようになったと指摘されている(米田健志「漢代の光禄勳―特に大夫を中心として―」(『東洋史研究』第五七卷第二号、一九九八年)、参照)。評者はこの見解をさらに進め、
宮中構造の変化に伴い、衛尉と郎中令との関係も変化したことを論じたことがある(拙稿「前漢における内朝の形成―郎官・大夫の変遷を中心として―」(『史学雑誌』第一二〇編第八号、二〇一一年)、参照)。

- (13) 註(1)西嶋氏前掲論文、西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造―二十等爵制の研究―』(東京大学出版会、一九六一年)、増淵龍夫『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、

一九九六年)等、参照。

- (14) 註(2)李氏前掲書、二八三―二八六頁、参照。
(15) 渡辺信一郎「朝政の構造―中国古代国家の会議と朝政―」(『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』、柏書房、一九九六年)、七一頁、参照。

- (16) 註(6)李氏前掲論文、一九九頁、参照。
(17) 紙屋正和「前漢前半期における郡・国の職掌と二千石の任用」(『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店、二〇〇九年所収。初出、一九八二年)、参照。

- (18) 李開元氏は「軍功受益階層」の地域構成について、①豊沛元従集団、②碭泗楚人集団、③秦人集団、④多国合従集団の四集団が累層的になっており、①・②が支配層の上層部を、③がその中層部を形成していたと述べている(註(6)李氏前掲論文、一九九頁、参照)。

- (19) 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」(註(2)李氏前掲書所収、初出、一九九四年)、参照。
(九州大学出版会・二〇一四年刊行)